

千葉県告示第838号

法定外道路の路線の廃止に関する告示

千葉県法定外道路条例（平成17年千葉県条例第19号）第4条第1項の規定により法定外道路の路線を次のとおり廃止しましたので、同条第3項において準用する同条例第3条第1項の規定により告示します。

平成30年11月5日

千葉市長 熊谷俊人

1 路線名及び廃止区間

路線名	廃止区間	
	起点	終点
指定道路殿台町13号線	殿台町239番1から	殿台町241番まで
指定道路赤井町23号線	赤井町21番1から	赤井町22番1まで
指定道路越智町50号線	越智町1776番地先から	越智町1777番1地先まで

2 廃止期日 平成30年11月5日